第13章 地盤災害予防計画

1 計画の概要

地震により発生する被害の軽減を図るために、町が実施する災害予防対策について定める。

2. 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

(2) 地盤沈下の防止

町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の 過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

町は、国、県から法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

町は県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町は県と連携し、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

3. 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

町は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町は国、県から示された、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

4. 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は県と連携し、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するため、危険箇所の禁止制限行為に対する審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

5. 被災宅地危険度判定体制の確立

町は県と連携し、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、町民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。